

2012年4月10日

各位

自立支援法違憲訴訟岡山元原告  
清水 博

自立支援法違憲訴訟岡山弁護団

団 長 光成 卓明

事務局長 呉 裕麻

自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす岡山の会  
会 長 中島 純男

## 国は「基本合意」を守れ！

### 障害者自立支援法を廃止し、障害者の権利を保障する総合福祉法をつくろう！ 岡山集会への呼びかけ

平素より人権確立をめざす様々なとりくみにご奮闘されていますことに敬意を表します。

さて、2012年3月13日、野田内閣は「障害者総合支援法案」を閣議決定し、2013年4月の施行を念頭に、国会に上程しました。私たちは約束違反を重ねた末の法案上程に怒りを込めて抗議します。あわせて、民主党政権自らが国民に約束した新しい障害者法（仮称・障害者総合福祉法）の実現めざして全力を尽くす決意を表明します。

障害者自立支援法（以下「自立支援法」）は、多くの障害者、関係者の反対の声を押し切って、2005年10月31日、政府が強行可決し、スタートさせたものです。応益負担を原則とするこの法律は、これまでの障害施策の考え方を根底から変えるもので、憲法および障害者権利条約に明記されている、人間としての尊厳や地域生活の権利を否定するものでした。

障害者自立支援法違憲訴訟は2008年10月31日全国的に提訴され、岡山では翌年2009年8月25日に美咲町在住の清水博さんが提訴しました。全国の障害者ら71名が原告となり、障害を障害者個人の責任とする自立支援法は、基本的人権を侵害し、憲法に違反するとして、全国14地裁で勝利をめざす多数の人々とともにたたかってきました。

2009年秋、総選挙で政権交代があり、政府・民主党から、訴訟団に対して和解の申し入れがありました。訴訟団は何度も何度も話し合い、「自立支援法を廃止し、新法をつくる」という基本合意文書を2010年1月7日に国と交わし、同年4月この違憲訴訟は和解により終結しました。私たちはその後の「制度改革」「総合福祉法」実現に大きな期待を寄せたのです。

2011年8月、内閣府に事務局を置く「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言—新法の制定を目指して—」と題した文書をまとめました。「提言」は、基本合意と障害者権利条約の理念を取り入れ、現行の自立支援法に代わって創られるべき仮称・障害者総合福祉法の骨格を示しています。また、「提言」は、「障害自己責任」論を否定して、障害を社会全体で受け止めようと訴えています。

しかし、2012年3月13日に国会に上程された「障害者総合支援法案」は自立支援法を廃止することなく、一部を「改正」というもので、自立支援法そのものを延命させ、恒久化させるものです。これは、国と訴訟団とが公文書で交わした「基本合意」に明確に反するものです。また、総合福祉部会の構成員55名が一つになって昨年8月にまとめ上げた「骨格提言」を「棚上げ」「先送り」するものです。

こうした動きに対して、国民の世論は与党民主党や厚労省の動向をきびしく批判しています。さらに、各自治体の議会では、骨格提言にもとづいた総合福祉法の実現を求める決議があいついで採択されています。4月3日現在、全国で180以上の自治体の議会で総合福祉法の制定を求

める意見書をあげるように決議をされています。岡山県では、井原市、総社市、美咲町、美作市、玉野市、吉備中央町、新見市、瀬戸内市、矢掛町、津山市の10議会、そして趣旨採択の倉敷市と和気町をいれて12自治体議会で決議されました。

私たちは強く思います。公約も制度改革の閣議決定も「基本合意」も裁判所に対する約束さえも全て反故にしようとする、こんなことが国の名の下に許されるならば、国のありようまでもゆるぎかねない異常事態です。

私たちは、国（厚生労働省）、国会に対して、以下のことを強く要求しています。

- 1) 障害者自立支援法は、国が「基本合意」で交わしたように、2013年8月までに廃止すること。その際、「障害者自立支援法廃止条項」を明記すること。
- 2) 新法は、総合福祉部会でまとめた「骨格提言」を反映させたものとする。

この要求の実現めざして、標記の集会を下記の要項で開催したいと思います。

これまでさまざまな課題にかかわる人権を保障するために裁判でたたかっておられる諸団体のみなさまにもご参加をお願いし、多くの県民の新たな共同のとりくみの出発としたいと考えています。みなさんのご理解とご協力、積極的なご参加をお願いいたします。

## 記

<b>集会名</b>	<b>国は「基本合意」を守れ！ 岡山フォーラム</b>
<b>日 時</b>	<b>2012年5月15日（火）午後6時30分 （受付開始 午後6時）</b>
<b>ところ</b>	<b>きらめきプラザ 2階 大会議室</b> 岡山市北区南方2丁目13-1 電話 086-231-0532

※事務局は、岡山市中区浜 472

「林友の会」内に置いています。

ご意見・ご質問はこちらをお願いします。

電話 086-272-2957

Fax 086-273-9944

以上